

令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 732,767,110 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
9 国 庫 支 出 金		千円 92,445,133	千円 275,000	千円 92,720,133
	1 国 庫 負 担 金	40,619,618	275,000	40,894,618
12 繰 入 金		23,865,844	275,000	24,140,844
	2 基 金 繰 入 金	22,867,879	275,000	23,142,879
歳 入 合 計		732,217,110	550,000	732,767,110

歳 出

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 54,552,756	千円 550,000	千円 55,102,756
	2 畜 産 業 費	3,259,272	550,000	3,809,272
歳 出 合 計		732,217,110	550,000	732,767,110

令和 6 年度岩手県一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,036,490 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 734,803,600 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
7 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 1,330,950	千円 9,720	千円 1,340,670
	2 負 担 金	1,046,709	9,720	1,056,429
9 国 庫 支 出 金		92,720,133	1,022,643	93,742,776
	1 国 庫 負 担 金	40,894,618	968,484	41,863,102
	2 国 庫 補 助 金	50,520,094	54,159	50,574,253
12 繰 入 金		24,140,844	45,015	24,185,859
	2 基 金 繰 入 金	23,142,879	45,015	23,187,894
14 諸 収 入		118,314,719	337,112	118,651,831
	4 貸 付 金 元 利 収 入	101,044,135	270,917	101,315,052
	7 雑 入	3,196,682	66,195	3,262,877
15 県 債		43,972,667	622,000	44,594,667
	1 県 債	43,972,667	622,000	44,594,667
歳 入 合 計		732,767,110	2,036,490	734,803,600

歳 出

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2 総 務 費		千円 30,335,709	千円 10,607	千円 30,346,316
	6 復 興 防 災 費	1,532,732	10,607	1,543,339
3 民 生 費		92,528,519	9,720	92,538,239
	5 災 害 救 助 費	200,399	9,720	210,119
6 農 林 水 産 業 費		55,102,756	154,068	55,256,824
	1 農 業 費	16,194,903	77,000	16,271,903
	5 水 産 業 費	6,802,179	77,068	6,879,247
7 商 工 費		105,669,588	270,917	105,940,505
	1 商 工 業 費	105,207,943	270,917	105,478,860
11 災 害 復 旧 費		11,970,846	1,591,178	13,562,024
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,209,125	1,256,319	2,465,444
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,560,480	334,859	10,895,339
歳 出	合 計	732,767,110	2,036,490	734,803,600

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 漁港災害復旧事業	令和 6 年度から令和 7 年度まで	288, 000千円
2 火山砂防事業	令和 6 年度から令和 7 年度まで	360, 000千円

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
河川等災害復旧事業	令和6年度から 令和8年度まで	900,000千円	河川等災害復旧事業	令和6年度から 令和8年度まで	2,200,000千円

第3表 地方債補正
変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
漁 港 災 害 復 旧 事 業	千円 74,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年 9 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 561,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年 9 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
港 湾 災 害 復 旧 事 業	25,000	同 上	同 上	同 上	160,000	同 上	同 上	同 上
計	43,972,667				44,594,667			

令和 6 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度岩手県立病院等事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 6 年度岩手県立病院等事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

（事 項）	（期 間）	（限 度 額）
宮古病院附帯設備改修（建築） 工事	令和 6 年度から令和 9 年度まで	3,125,000 千円